

障がい者計画おおまち
(大町市障がい者計画)

平成30年度～令和5年度

第6期大町市障がい福祉計画

第2期大町市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

長野県大町市

* 目次 *

第1章 計画の位置づけ	1
第2章 地域の現状と課題	3
第3章 基本目標及び施策の方向	8
第4章 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業	10
第5章 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の推進方策	26
第6章 部門別施策の推進方向	28



大町市キャラクターおおまびよん

「障害」という表記について

- 市では、広報などにおいて障害者と表記するとき、漢字の持つ意味合いから「障がい」とひらがな交じり表記をしておりますが、本計画は、障害者基本法などに基づく計画であり、また、「法令等で使用されている用語」などは漢字で表記することになりますので、それらの表記が混在することになります。
- 引き続き、当事者の意向や国の「障がい者制度改革推進会議」等の動向を踏まえつつ、表記の見直しの必要を含めて検討してまいります。

第1章 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）の規定にもとづき、平成30年3月に策定した「大町市障がい者計画」の一部として位置づけられている「第5期大町市障がい福祉計画」「第1期大町市障がい児福祉計画」が、令和2年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和3年度からの新たな計画となる「第6期大町市障がい福祉計画」「第2期大町市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の期間

この計画の期間は、国の基本方針及び大町市障がい者計画により、令和3年度から5年度までの3年間とします。

計画期間

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
大町市障がい者計画						
大町市障がい福祉計画（第5期）						
大町市障がい福祉計画（第6期）						
大町市障がい児福祉計画（第1期）						
大町市障がい児福祉計画（第2期）						

3. 基本理念

本計画は、「大町市障がい者計画」の基本理念を継承し、障がい者の地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援や相談支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備等について策定します。

基本理念

障がいの有無にかかわらず、地域で一人ひとりが輝くことができるよう、総合的な障がい者への支援を進め、“地域で安心して暮らし続けられるまち”を目指します。

4. 計画の策定体制

(1) 当事者及び住民の参加と協働

計画の策定にあたっては、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会における各部会での活動報告から地域の課題を把握するとともに、市政懇談会や当事者団体、サービス事業者からいただいた意見を参考に施策の推進につなげます。

また、パブリックコメントを実施し、住民の意見を収集することにも取り組みました。

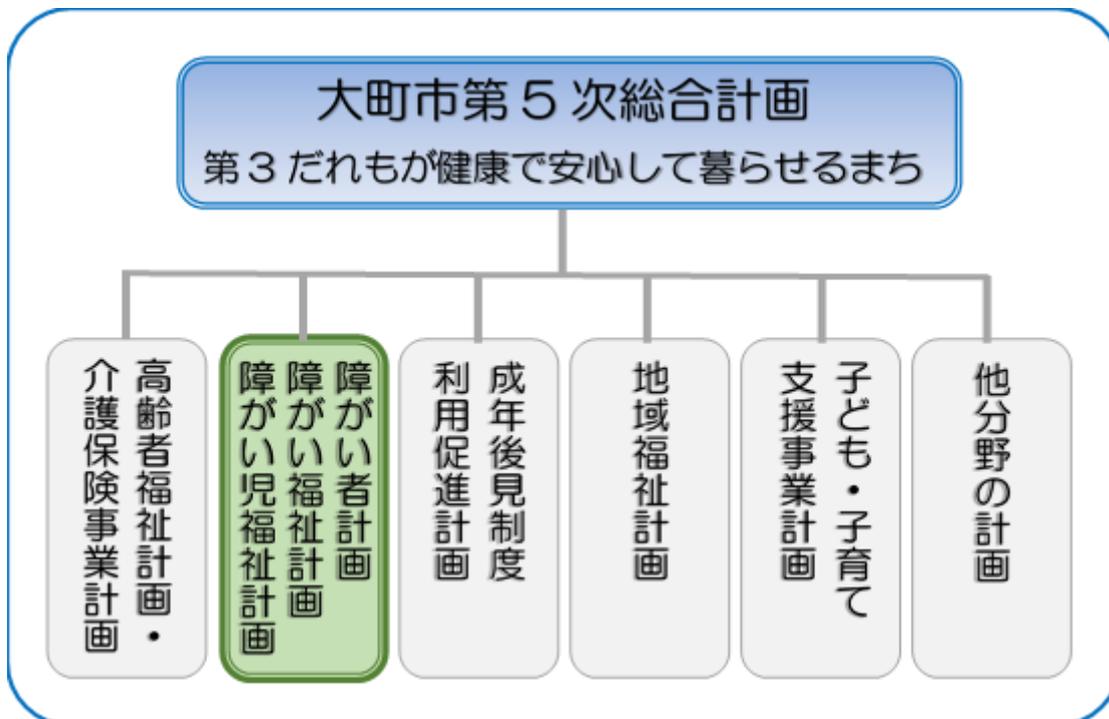
(2) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと調整を図り、生活圏である大北圏域構成自治体とも整合性を確保しつつ、策定作業を進めました。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

今後、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会において、サービスの見込み量や目標等の達成状況を点検、評価し、その結果を踏まえ、計画の効果的な推進に努めていきます。

【参考】障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との整合性



第2章 地域の現状と課題

1. 地域概況と人口の動向

長野県の北西部、松本平の北に位置する大町市は、西部に鹿島槍ヶ岳、爺ヶ岳など3,000m級の北アルプスの雄大な山々が連なり、東部には自然豊かな里山風景を残す農山村が存在しています。

大町市の人口は、昭和50年以降緩やかな減少傾向が続いています。人口規模の変化は緩やかですが、人口構造は大きな変化をみせており、0～14歳の年少人口の減少、65歳以上の老年人口が増加し高齢化率が全国平均よりも高くなっています。

一方、総人口の減少と相まって世帯規模の縮小、いわゆる核家族化や単身世帯の増加が進んでおり、世帯の福祉機能の減退が懸念されます。

人口、世帯数等の推移

(単位：人、%、世帯)

項目 年	総人口 (人)	0～14歳 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)	平均 世帯員 数 (人)
H12年度	33,550	4,885	20,686	7,979	23.8	11,244	3.0
H17年度	32,145	4,489	19,086	8,567	26.7	11,240	2.9
H22年度	29,801	3,720	16,906	9,120	30.6	11,054	2.7
H27年度	28,041	3,030	14,900	9,766	34.8	10,826	2.6
R2年度	25,978	2,474	13,165	9,994	38.5	10,905	2.4

資料：長野県毎月人口移動調査 各年10月1日現在

2. 各種手帳所持者数の状況

(1) 身体障害者手帳

◆ほぼ横ばいか減少傾向。高齢化と障がいの重度化・重複化が進む◆

大町市の身体障がい者数（身体障害者手帳交付者数）は、令和2年3月末現在1,466人であり、人口1,000人に対して54.2人となっています。

障がいの原因は後天的疾患等による場合が多く、中でもわが国の死因の多くを占める脳血管障がいの後遺症が大きな原因となっています。また、身体障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が顕著となっています。

身体障がい者 障がい別・等級別人数（令和2年3月31日現在）（単位：人）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	29	26	7	8	10	4	84
聴覚障害		17	15	24		57	113
ろうあ	0	4					4
平衡機能障害			0		0		0
音声言語機能障害			3	8			11
そしゃく機能障害			0	3			3
心臓機能障害	174		32	32			238
じん臓機能障害	87		2	1			90
肝臓機能障害	3	0	0	0			3
呼吸器機能障害	10		22	11			43
ぼうこう・直腸機能障害	0		1	64			65
小腸機能障害	0		0	1			1
免疫機能障害	0	2	0	1			3
体幹機能障害	44	51	38		9		142
上肢切断	1	1	7	5	4	4	22
上肢機能障害	6	75	37	43	15	11	187
下肢切断	0	1	8	5	2	0	16
下肢機能障害	13	13	117	213	66	19	441
合計	367	190	289	419	106	95	1466

身体障がい者 等級別人数の推移（各年度3月31日現在）

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H27年度	373	204	315	444	129	107	1,572
H28年度	375	200	295	433	128	110	1,541
H29年度	372	198	284	430	124	102	1,510
H30年度	368	194	286	413	114	101	1,476
R元年度	367	190	289	419	106	95	1,466

(2) 療育手帳

◆軽度の増加が顕著な知的障がい◆

大町市における知的障がい者数（療育手帳交付者数）は、令和2年3月末現在317人であり、人口1,000人に対して11.7人となっています。

障がいの程度では、中・軽度の方が全体の約70%となっています。

義務教育、高等教育修了後の進路についての相談が多く寄せられ、個人の持つ力をより発揮できる訓練の場や、特性に対し理解のある就労の場が必要になっています。

療育手帳所持者数（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

区分	18歳未満	18歳以上	合計	比率%
重度	10	80	90	28.4
中度	11	87	98	30.9
軽度	26	103	129	40.7
計	47	270	317	100.0

注：A1を重度、A2及びB1を中度、B2を軽度に分類した

療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

区分 年度	A1	A2	B1	B2	合計
27年度	88	9	79	113	289
28年度	89	9	80	120	298
29年度	89	9	86	119	303
30年度	91	9	86	126	312
元年度	90	9	89	129	317

資料：福祉課

(3) 精神保健福祉手帳

◆対象が増え、増加傾向がある精神障がい◆

大町市における精神障がい者数（精神保健福祉手帳交付者数）は令和2年3月末現在382人であり、人口1,000人に対して14.1人となっています。認知症や発達障がいの認定を受けて手帳を取得する方もいます。

社会的な環境の複雑化等により、精神科・心療内科を受診する人は増加しており、自立支援医療（精神通院）受給者等、手帳交付者数に現れない精神障がいのある人も少なくないものと考えられます。

精神保健福祉手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

区分 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1級	196	212	216	233	233
2級	129	130	133	135	133
3級	22	18	18	15	16
計	347	360	367	383	382

3. 障がい福祉サービスの利用状況

在宅生活を支援する各種サービスの利用は着実に増える傾向にあり、障がいの地域生活維持に大きく寄与しているといえます。一方でサービスに対応できる社会資源が少ない分野もあり、必ずしも希望に添えていない現状があります。更なる充実が求められています。

各種サービス実績の推移

	サービス	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
指定障害福祉サービス	居宅介護	利用時間/月	648	593	517	452	447
	重度訪問介護	利用時間/月	0	0	0	0	0
	行動援護	利用時間/月	0	0	2	9	13
	同行援護	利用時間/月	21	13	12	8	7
	生活介護	利用日数/月	1,591	1,630	1,619	1,618	1,570
		人日分/人	80	82	81	81	79
	自立訓練	利用日数/月	32	6	3	32	19
		人日分/人	2	1	1	2	2
	宿泊型 自立訓練	利用日数/月	0	0	0	0	27
		人日分/人	0	0	0	0	1
	就労移行支援	利用日数/月	37	79	109	115	31
		人日分/人	2	4	5	6	2
	就労継続 A 型	利用日数/月	47	21	87	93	115
		人日分/人	2	1	4	5	6
	就労継続 B 型	利用日数/月	1,104	1,338	1,308	1,376	1,506
		人日分/人	55	67	65	69	75
	短期入所	利用日数/月	2	10	19	35	50
		人日分/人	1	1	1	2	2
	療養介護	利用日数/月	273	261	242	242	243
		人日分/人	9	9	8	8	8
共同生活介護 共同生活援助	利用日数/月	1,326	1,09	1,408	1,455	1,463	
	人日分/人	44	47	47	48	49	
施設入所支援	利用日数/月	1,138	1,029	984	1,017	960	
	人日分/人	38	34	33	34	32	

	サービス	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
児童通所支援	児童発達支援	利用人数/月	91	176	169	161	165
		人日分/人	5	9	8	8	8
	放課後等 デイサービス	利用人数/月	587	625	638	770	657
		人日分/人	29	31	32	38	33
	保育所等 訪問支援	利用人数/月	0	0	0	0	0
		人日分/人	0	0	0	0	0
自立支援医療	自立支援医療 (更生)	件数	111	80	58	72	94
		金額(千円)	24,563	13,977	9,563	8,224	7,855
	自立支援医療 (育成)	件数	36	10	55	34	9
		金額(千円)	437	165	1,069	352	106
地域生活支援事業	移動支援	延利用時間/月	38	37	53	42	48
	地域活動 支援センター	延利用人数/月	48	52	59	52	45
	成年後見人報酬	件数	1	2	1	1	1
	日中一時支援	延利用回数/月	297	291	291	248	278
	日常生活用具	給付件数	866	777	783	865	833
	手話通訳 要約筆記派遣	回数	1	3	1	5	3
	訪問入浴	延回数	29	79	129	127	110
	自動車改造 給付	件数	3	5	1	2	2
特別障害者手当等	特別障害者手当	実人数	44	38	34	36	36
	障害児福祉手当	実人数	4	4	4	7	6
	経過措置 福祉手当	実人数	1	1	1	1	1
その他事業	タイムケア	延利用時間/月	101	123	66	30	62
	福祉タクシー券 交付	交付者数	258	260	246	229	228
		使用枚数	4,773	4,895	4,450	4,195	4,058
	住宅改修補助	件数	1	2	0	2	0
介護者慰労金	件数	23	21	23	27	26	

※「人日分」…利用日数に対し、1ヶ月20日利用した場合の月あたりの利用者人数

第3章 基本目標及び施策の方向

目標① 地域で暮らし続けるために必要なサービスの提供と体制の充実

《施策の方向》

- ・身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等、障がいの種別に関わらず、利用者の意思を尊重し希望するサービスが受けられるよう支援体制を充実させる必要があります。そのため、医療、保健、福祉、教育、権利擁護機関等との連携をすすめます。
- ・地域で生活する住民すべてが、障がいの有無に関わらず互いに支え合えるよう、地域住民が主体的に地域づくりに取り組む活動を支援するほか、訪問サービス、日中活動の場、相談支援、地域移行・地域定着支援の充実、地域生活支援拠点の整備が求められています。

《重点的な取り組み》

- ・訪問系サービスの充実、日中活動の場の確保、地域移行・地域定着支援の充実、緊急時に対応できる地域生活支援拠点の整備と周知をすすめます。
- ・北アルプス連携自立圏事業で設置している、大北圏域障害者総合相談支援センターによる相談支援体制の充実をはかります。

目標② 就労に必要な支援体制づくり

《施策の方向》

- ・「働きたい」という気持ちを尊重し、就労移行支援事業所の利用や、就労支援事業所（A型、B型）から一般就労に向けた支援をすすめます。就業・生活支援センターによる個別支援や、障がい者雇用の推進のためハローワークとも連携した支援体制づくりが必要です。

《重点的な取り組み》

- ・就労経験が少ない方にとって、就労移行支援事業所や就労継続事業所においての障がい特性を踏まえた適性や課題の把握が有効です。訓練や経験を通して自信をつけ、一般就労につながるようサービスの利用をすすめます。
- ・障がい者雇用についての周知や理解、啓発をすすめるため、就業・生活支援センターやハローワークと連携します。

目標③ 障がいへの理解の促進と権利擁護の推進

《施策の方向》

- ・ 障害者虐待防止法や障害者差別解消法の普及啓発により障がいへの理解や権利擁護を推進します。
- ・ 障がい者の権利や財産を守るため、北アルプス連携自立圏事業で設置している、北アルプス成年後見支援センターと連携した成年後見制度の周知と活用をすすめます。

《重点的な取り組み》

- ・ 障がいについての理解を深めるための啓発活動や研修会の開催をおこないます。
- ・ 成年後見制度の利用が必要な方への相談や手続きの支援をすすめます。

目標④ 障がい児の健やかな育成のための支援

《施策の方向》

- ・ 本人や保護者の希望に沿って、教育機関と連携した支援体制づくりが求められています。情報提供や相談体制の整備を図り、児童通所支援や生活支援サービスの整備に努めます。
- ・ 人工呼吸器を装着していたり、その他日常的に医療を要する障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各支援機関が連携した包括的な支援体制の構築に取り組みます。

《重点的な取り組み》

- ・ 情報の提供や相談しやすい環境づくりを整備し、療育支援等のサービスが利用できるよう支援します。
- ・ 従来の子童通所支援事業所に加え、重症心身障がい児が通所できる事業所の確保に努めます。
- ・ 医療的ケア児を支援するため、保健、医療、福祉、保育、教育等支援機関による協議の場を圏域で設置し、連携をすすめます。

第4章 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業

第6期大町市障がい福祉計画、第2期大町市障がい児福祉計画

第5期大町市障がい福祉計画、第1期大町市障がい児福祉計画で設定した目標値と実績から障がい福祉サービスの利用量を見込みます。

1. 訪問系サービス

居宅介護はサービス利用者が65歳に到達し介護保険サービスに移行した方が多く、実績が目標を下回りました。今後も同様の傾向であることから目標数値を見直しました。

視覚障がい者対象の同行援護、強度行動障がいの方を対象とした行動援護はサービス利用の希望が多くなってきたため、目標数値を増加しました。これらに対応できるよう体制の充実に努めます。

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護 重度訪問介護	目標	656	676	696	455	462	464
	実績	452	447	412	—	—	—
同行援護 行動援護	目標	25	25	25	37	68	95
	実績	17	20	21	—	—	—
重度障害者等 包括支援	目標	0	0	0	0	200	200
	実績	0	0	0	—	—	—

注：数値は1か月当たりの利用時間（単位は時間分）

2. 日中活動系サービス

① 生活介護、就労継続支援 等

平成30年度以降、市内の就労支援B型事業所が新たに3か所開所しました。それに伴い、利用者数の増加が見込まれます。事業所の活動はそれぞれ特色があり、利用される方にとって活動の幅が広がる機会となっています。

就労移行支援について、松本圏域に新たな事業所が数か所開所しています。圏域内の事業所が休止しているため、利用を少なく見込んでいます。

平成29年度から、市内に雇用契約を締結する就労継続支援A型事業所が開所しました。利用希望は多いですが、ほかに新規事業所の開所見込みがないため実績を基に見込んでいます。

生活介護事業所では入浴や食事、排泄に関するサービスを提供します。
実績を参考に目標を見直しました。

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	目標	1,700	1,750	1,750	1,605	1,605	1,605
	実績	1,618	1,570	1,760	—	—	—
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	目標	12	12	12	46	46	46
	実績	32	19	22	—	—	—
就労移行支援	目標	150	150	150	70	70	70
	実績	115	31	22	—	—	—
就労継続支援 (A型)	目標	200	225	300	115	130	150
	実績	93	115	242	—	—	—
就労継続支援 (B型)	目標	2,090	2,200	2,200	1,610	1,610	1,610
	実績	1,376	1,506	2,420	—	—	—
就労定着支援	目標	1	1	1	0	2	2
	実績	0	0	0	—	—	—

注：数値は年間利用延日数を12で除した1か月あたりの量 人日分

就労定着支援の数値は利用実人数

3. 療養介護

現在の利用者に加え、障がいの重度化と高齢化からわずかな増加を見込みましたが、大きな変化はありませんでした。

今後も同様の傾向を見込みます。

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
療養介護	目標	10	10	10	8	10	10
	実績	8	8	8	—	—	—

注：数値は1か月当りの延べ利用人数（単位は人）

4. 短期入所

地域のグループホームを短期入所サービスで利用できるようになり、平成30年度から利用が増加しました。ニーズはあるものの大北圏域で短期入所のサービス提供事業所が少ないため、目標と実績の差が大きくなりました。

第6期では第5期の実績を踏まえた目標を設定しました。利用者の自立に向けた訓練や緊急時対応、介護者の負担軽減につながるよう利用をすすめます。

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
短期入所	目標	100	150	150	50	60	70
	実績	29	50	45	—	—	—

注：数値は年間延利用日数を12で除した1か月あたりの量 日

3. 施設系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、地域移行や自立をする上で重要な生活の場となっています。利用希望に対し施設整備がすすめられていて今後も増加が見込まれます。

施設入所者については入所施設利用者の地域移行の目標に基づき減少を見込みましたが、大きな変化はありませんでした。施設入所の希望があり、継続の入所者は地域移行が難しい方も多いため、現状維持の目標としました。

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	目標	2	2	2	7	9	9
	実績	2	8	7	—	—	—
共同生活援助	目標	60	65	70	90	95	98
	実績	56	53	54	—	—	—
施設入所支援	目標	32	31	29	33	33	33
	実績	34	31	31	—	—	—

注：数値は1か月当りの延利用人数（単位は人）

4. 相談支援

サービス利用時に必要なサービス等利用計画作成や定期的なモニタリングにより、利用者一人ひとりに合ったサービス提供につなげています。

令和2年度末現在、サービスを利用されている方すべての方に対し計画が作成されています。定期的にモニタリングを実施し、適正な利用であるかの確認をしています。そのため1か月あたりの利用人数の増加が見込まれます。

一般相談支援事業所の開所により、地域移行支援や地域定着支援の利用が期待されます。このサービスは、長期入院をされていた方の退院後の生活を支援することを目的としており、利用対象者が少ないため目標値を5期よりも少なく見込みます。

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	目標	30	30	30	65	68	70
	実績	48	56	65	—	—	—
地域移行支援	目標	2	3	5	0	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
地域定着支援	目標	5	10	10	2	3	3
	実績	2	1	1	—	—	—

注：数値は1か月当りの延べ利用人数（単位は人分）

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
一般相談支援 事業所	目標	-	-	-	2	2	3
	実績	2	2	2	-	-	-
指定特定相談 支援事業所	目標	6	7	7	6	6	7
	実績	6	7	7	-	-	-
障害児相談支 援事業所	目標	6	7	7	6	6	7
	実績	6	6	6	-	-	-

注：数値は事業所数

5. 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能を身に付けるとともに、集団生活への適応訓練を行います。また、地域の障がい児・家族を対象とした支援も行います。

通所が困難な子どもさんには、自宅でサービスが受けられるよう制度改正がありました。訪問型児童発達支援サービス、重症心身障がい児の支援可能な児童発達支援事業所は、現在市内でサービス提供ができる事業所がないため、事業所の確保に努めていきます。

また、地域の障がい児、その家族への支援やサービスを提供する事業所への支援など、地域の中核的な療育支援の役割を果たす児童発達支援センターを令和4年度中に圏域で1か所の設置を目指します。

サービス種別	区分	第1期			第2期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	目標	160	176	192	170	175	180
	実績	92	103	116	-	-	-
医療型 児童発達支援	目標	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	目標	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-

注：数値は1か月当りの利用日数（単位 人日分）

② 放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上や社会との交流を図るため、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。放課後の利用に加え、長期休暇の間の利用希望が非常に多くなっています。これに対応するため各事業所の受け入れ体制も整いつつあることから、増加を見込んでいます。

また、重症心身障がい児の支援が可能な放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

サービス種別	区分	第1期			第2期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
放課後等 デイサービス	目標	160	176	192	730	760	760
	実績	722	682	727	-	-	-

注：数値は1か月当りの利用日数（単位 人日分）

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中または利用前に保育所等を訪問して、障がい児やスタッフとともに集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

児童発達支援事業所の開所により利用見込みは少ないですが、支援体制を整えます。

サービス種別	区分	第1期			第2期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
保育所等 訪問支援	目標	2	1	2	3	3	3
	実績	1	1	1	-	-	-

注：数値は1か月当りの利用日数（単位 人日分）

④ 障害児相談支援

サービス利用時に必要なサービス等利用計画作成や定期的なモニタリングにより、利用者一人ひとりに合ったサービス提供につなげています。

利用児童の増加にともない、目標値も多めに見込みます。

サービス種別	区分	第1期			第2期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
障害児 相談支援	目標	20	25	30	40	45	45
	実績	25	31	33	-	-	-

注：数値は1か月当りの利用日数（単位 人日分）

⑤ 医療的ケア児支援のための体制整備

日常的に医療的なケアを必要とする子どもさんが、地域で生活できる環境を整えるため、下記の内容に取り組みます。

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、圏域や自立支援協議会を通じて取り組みます。
- 医療的ケア児支援のためのコーディネーターについて、圏域で1名の配置を目指します。

6. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

現在、大北圏域では北アルプス連携自立圏事業として障害者総合相談支援センター「スクラム・ネット」を設置し、障がいがある方についての総合相談窓口として様々な相談をお受けしています。

また、地域の相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう中心的な役割を担う基幹相談支援センターとして下記の事業を展開し、強化を図ります。

① 基幹相談支援センターの事業内容

- 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援
- 相談支援事業者に対する専門的指導・助言及び人材育成の支援
- 地域の相談機関との連携強化と困難事例への助言等の対応
- 障害者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 障がい者に対する虐待を防止するための取組
- 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営
- 主任相談支援専門員を配置し、相談支援専門員への助言や質の向上に向け取り組みます。

【専門的職員の配置】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、相談支援専門員等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者

② 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会

障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として充実を図ります。

【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業等の関係機関、障がい当事者及びその家族の団体の代表者、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

【主な運営内容】

- 福祉サービス利用に係る相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議・評価
- 困難事例への対応に関する協議、調整
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- 障がい者計画作成等への協力
- 長野県自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、適切な実施に努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

① 事業内容、対象者

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び成年後見人報酬の全部又は一部を補助します。

② 見込量

(単位：人)

	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
利用実人数	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	1	3	1	-	-	-

(3) 意思疎通支援事業

① 事業内容

聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者が公的機関等へ出向く場合や余暇活動、学習会等に参加する場合に手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

② 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等

③ 見込量

病気や加齢により、中途失聴による聴覚障がい者が増えているため、要約筆記者の派遣希望があります。社会参加のための情報保障をすすめるために、IT機器の活用を検討します。

(単位：回/年)

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
コミュニケーション 支援事業	目標	5	7	10	3	3	3
	実績	8	4	2	-	-	-

(4) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付、または、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り社会参加や自立を促します。

利用者の希望や機器の普及状況を考慮して、給付対象品目を適宜見直ししていきます。

① 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用でき、実用性のある用具を給付します。

○介護・訓練支援用具

障がい者等の身体介護を支援する用具、障がい児が訓練に用いるイスなど

○自立生活支援用具

障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

○在宅療養等支援用具

障がい者等の在宅療養等を支援する用具

- 情報・意思疎通支援用具
障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
- 排泄管理支援用具
障がい者等の排泄管理を支援する用具や衛生用品
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

② 対象者

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であって、日常生活用具を必要とする者、難病患者等（身体障害者手帳の有無にかかわらず、特定医療費受給者の支給認定を受けている者）

③ 見込量

医療機器の開発、普及により適宜給付対象品目の見直しを行います。実績に基づいて必要量を見込みます。

（単位：件／年）

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
介護・訓練 支援用具	目標	10	10	10	4	4	5
	実績	1	3	2	-	-	-
自立生活支援用具	目標	1	1	1	5	5	5
	実績	4	5	1	-	-	-
在宅療養等 支援用具	目標	10	10	10	2	2	2
	実績	6	3	2	-	-	-
情報・意思疎通 支援用具	目標	30	30	30	15	15	15
	実績	23	26	19	-	-	-
排泄管理支援用具	目標	760	770	780	980	980	980
	実績	831	794	750	-	-	-
小規模住宅改修 ほか	目標	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	-	-	-

(4) 移動支援事業

障がい者等が円滑に外出することができるよう、屋外での移動が困難な障がい者(児)に対して、外出のための支援を行います。

① 事業内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な官公庁への手続き、金融機関への同行、買い物などの外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動に同行します。

② 移動支援の範囲

- 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための移動支援は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。
- 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外となります。

③ 対象者

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等(身体障害者手帳の有無にかかわらず、特定医療費受給者の支給認定を受けている者)。

ただし、障がい福祉サービスで同様のサービスを受給している方は含まれません。また、原則学齢児以上の利用となります(学齢未満児については、特段の支援を必要とすると市が認めた場合のみ支給します)。

④ 見込量

利用希望により対応しています。

実績にもとづき必要と思われる量を見込みます。

(単位：か所・人・時間/年)

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
移動支援事業所 (か所数)	目標	8	8	8	8	8	8
	実績	8	8	8	-	-	-
移動支援事業 利用者(延人数)	目標	85	90	95	90	90	90
	実績	80	52	90	-	-	-
移動支援事業 利用時間(年)	目標	450	550	550	900	900	900
	実績	506	577	500			

(5) 地域活動支援センター

障がい者等が、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通い、創作的活動、生産活動、社会参加の機会の提供を受けるとともに、地域との交流の促進等を行います。

① 事業の内容

基礎的事業を実施したうえで、Ⅰ～Ⅲ型の類型に応じたサービスを提供します。基礎的な事業のほか、機能強化事業を実施します。

② 見込量

平成30年度に1事業所が就労支援B型事業所に移行したため、現在は市内2か所で事業を行っています。利用人数は増加傾向にあり、実績を勘案し、増加を見込んでいます。

(単位：か所・人)

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
事業所(か所数)	目標	3	3	3	2	2	2
	実績	3	2	2	-	-	-
利用者(延人数)	目標	640	650	660	600	600	600
	実績	628	534	550	-	-	-

(6) 日中一時支援事業

障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、障がい者(児)の家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

① 事業内容

日中、障がい者通所事業所、短期入所事業所等において、障がい者に活動の場を提供し、見守りを実施します。

② 対象者

日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者(児)

③ 見込量

日中一時支援事業は障がい児の利用が多くなっています。並行してタイムケア事業も行っており、状況により利用者が利用しやすい事業を選択しています。

実績により必要量を見込みます。

(単位：か所・人・回数／年)

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業 所(か所数)	目標	6	6	6	6	6	6
	実績	6	6	6	-	-	-
日中一時支援事業 利用者(実人数)	目標	55	60	65	65	70	70
	実績	54	55	55	-	-	-
日中一時支援事業 (延回数)	目標	3,500	3,600	3,700	3,500	3,500	3,500
	実績	2,978	3,332	3,300	-	-	-

参考：タイムケア事業見込み量

(単位：人・時間・回数／年)

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
タイムケア事 業(実人数)	目標	15	15	15	10	10	10
	実績	6	6	8	-	-	-
タイムケア事 業(延時間)	目標	900	900	900	800	800	800
	実績	357	749	750	-	-	-
タイムケア事 業(8時間超回数)	目標	50	50	50	10	10	10
	実績	5	0	10	-	-	-

7. 見込量確保のための方策

(1) 地域移行のための受け皿の整備

<基本認識>

障害者総合支援法を踏まえ、障がい者の着実な地域移行を促すためには、在宅生活を支えるきめの細かい生活支援サービスが必要となるほか、生活の基盤となる住宅の確保、居宅系サービスの確保及び生活力を高める生活訓練等の日中の活動の場の充実が必要です。

<方策>

- グループホームなど、地域で自立した生活をおくるための共同生活援助の充実を図ります。
- 日中活動の場として、地域活動支援センターにおける事業の充実を図るほか、小規模な作業所等の充実を支援し、自立訓練の機会の強化を目指します。
- 安心な生活をおくるために、ホームヘルプサービス、自立生活援助などの訪問系サービスの確保を図ります。

(2) 居住支援の強化

<基本認識>

地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や福祉施設に入所中の障がい者の地域生活への移行が求められています。また、高齢の家族に支えられて生活している人や一人暮らしが困難になりつつある人の住居の確保も必要となってきています。

グループホームの施設数は市内では令和2年度末現在11軒となり、徐々に整備は進んでいます。今後は地域生活拠点としての役割も期待されています。

個々の希望に沿った住居の確保や体験、緊急時の対応などの相談支援と地域生活への移行及び移行後の支援体制は十分ではありません。

<方策>

- グループホーム事業の確保を進め、サービスの質が向上するよう努めます。
- 居住環境の向上を図るため、福祉向け公営住宅への入居、単身の障がい者向け住宅、バリアフリー化された公営住宅等の活用を促進します。
- 自宅などでの居住を継続するため、相談支援事業、地域定着支援や自立生活援助などのサービス利用を推進します。
- ご本人や介護者の緊急時に対応できるよう、地域生活支援拠点の活用を目指します。

(3) 相談支援体制の整備

<基本認識>

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病患者等の障がい特性に配慮した相談支援体制が必要であり、特に精神障がい、発達障がいの相談支援には専門的な知識が必要です。障がい者の地域生活を支援するために、相談専門員の養成、相談支援事業者間のネットワークが必要となっています。

<方策>

- 障がい者が抱えるさまざまな生活課題に対する不安の解消を図るとともに、課題解決に向け、専門機関や当事者団体などの調整を図るため、北アルプス連携自立圏事業である大北圏域障害者総合相談支援センターに基幹機能を加え、基本相談支援体制の充実と職員の確保・資質向上に努めます。
- 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいの程度や健康状態などに応じたサービスを障がい者自身が選択して利用できるよう、計画相談支援体制の整備を行います。
- 関係機関と連携し、障がい者の権利擁護を推進するとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、障がい者の権利擁護への体制を整備します。

また、市福祉課に設置した虐待防止センターの速やかな対応に努めます。

(4) サービス事業者と人材の確保

<基本認識>

質の高いサービスを提供するためには、人材の確保や従業者の意欲や能力を高めるための人財育成が重要です。福祉分野への就業を支援するとともに、事業者や従業者の研修に対する要望に応じて、体系的な研修機会を確保することが必要です。

特に、総合支援法の施行に伴い、身体・知的・精神・発達障がい・難病患者等の障がいに総合的に対応できる専門性の高い従業者の育成が必要となります。

個別支援計画の作成に携わり、サービス提供の要になるサービス管理責任について、サービス提供量の増加に伴い人材を育成する必要があります。

また、相談支援専門員の確保と育成は喫緊の課題です。

<方策>

- 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会において、各部会で意見交換や勉強会の場を設け、個別支援計画の質の向上と大北圏域内のサービスに格差が生じないようにします。

- 多様なサービス技術の共有化を図るため、事業所間の交流を促進し、情報交換などによる連携体制の構築を図ります。
- 市内に不足しているサービスについて、事業者への支援・協力とともに、福祉人材の養成・確保を行います。
- 市職員や福祉機関等の職員の資質向上と障がい種別ごとの支援技術習得のために研修などへの受講を促進します。

第5章 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の推進

障害者自立支援法の施行後、NPO法人や民間事業者による福祉サービスの提供量が増えたことで、病院や入所施設から地域生活への移行や地域・社会参加が促進され、障がい者の日中活動の場やグループホーム等の生活の場、日中一時支援等の介護者支援、居宅介護等の在宅サービスの利用が増加し、障害福祉サービスとして定着してきました。

同時に、障がい者に対する権利侵害等の対策として障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行され、社会的障壁を取り除く施策が展開されていますが、依然として障がいを理由に不利益を余儀なくされるなどの実態があります。

障がい者の相談体制については、個々の障がい等に応じた人生設計を見据えた総合的な相談が行える環境が求められます。

個々のニーズに合ったきめ細かいサービスが受けられるよう相談支援体制を強化するとともに、サービスの充実と就労の場を確保することで、障がいの有無にかかわらず、地域で自立し、安心して暮らし・生活できる環境整備を支援していきます。

1. 計画的な障がい者福祉の推進

大町市障がい者計画による施策の推進として、障害者基本法に基づく障害者計画による中長期的な施策と地域福祉計画における児童・高齢者部門との連携による施策を推進し、定期的なサービス利用状況の把握と利用促進に努めます。

サービス提供の充実のため、事業者が参加しやすい環境づくりや関係機関との調整を行います。

2. 障がいへの理解と権利擁護の推進

市民ふれあい広場やイベント等において、障がい者に対する理解と認識を高めるための啓発活動を行い、地域での交流機会の拡大による相互理解を図るとともに、身体障がい者スポーツ大会や文化活動への支援と社会参加を促進します。

また、大町市成年後見制度利用促進計画の理念に沿って、障がいのある方の権利擁護のために、北アルプス成年後見支援センターをはじめとする関係機関の協力を得て、成年後見制度利用を推進するとともに、権利擁護地域連携ネットワークを構築します。

市福祉課に設置した虐待防止センターの速やかな対応に努めます。

3. 安心して暮らせる地域の推進

地域での暮らしを支えるためには不安や悩みを気軽に相談できる場が必要です。行政窓口のほか、北アルプス連携自立圏事業で設置する大北圏域障害者総合支援センターで相談を受け付けます。

障がい福祉サービス利用者には相談支援専門員が希望に沿ったサービス調整を行います。また、北アルプス連携自立圏事業で設置する大北圏域障害者総合支援センターの基幹機能を生かし、地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、相談支援専門員へのアドバイスや研修等の人材育成、自立支援協議会の運営、地域移行等に係る広域的な調整を行います。

4. 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会

自立支援協議会は、関係機関や団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会として、地方公共団体が設置するよう努めるものと定められました。

大北圏域では、これまでの大北障害保健福祉圏域自立支援協議会のネットワークを生かしつつ、障がい者福祉の課題に取り組む協議会としての充実を図ります。

5. 雇用・就労支援の強化

障がい者の就労については、事業所等での障がい者法定雇用率が定められたことから採用の機会が増えていますが、就職を希望する障がい者に対し求人が少ない状況です。ハローワークとともに事業所への周知啓発をおこなうほか、就業・生活支援ワーカーの活動に協力し、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の活動を支援します。

6. 情報提供の充実

法律の改正、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により、分かりやすく、かつ、障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

7. 計画の達成状況の点検及び評価

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会において、中立・公平な観点から、年度ごとのサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価し、その結果に基づいて新たな対策を講じることとします。

第6章 部門別施策の推進方向

1. 地域生活の支援

(1) 訪問系サービス等の充実

【基本認識】

- 日常生活の維持のため、居宅介護や重度訪問介護等の居宅サービスの利用希望があります。住み慣れた自宅での生活を支えるため、利用者のニーズに沿ったサービスが提供されるよう、サービス事業所を確保する必要があります。
- 障がい者に緊急対応が必要となった場合に備え、地域生活支援拠点の充実や予防的な取り組みをすすめる必要があります。

【施策の方向】

- 障がい者や障がい者を在宅で支える家族にとって、緊急時に備えた対応を考えておくことが大切です。どのように対応していくか、相談支援専門員とともに考えていきます。
- 障がい者自身が持つ能力を高め、維持できる支援を考えていきます。
- 緊急時に対応できるよう地域生活支援拠点の面的整備をおこない、緊急時に備えて短期入所やグループホームの体験をするよう利用を進めます。
- 一般相談支援事業所による地域移行・地域定着支援制度を効果的に活用し、地域で生活が続けられる体制づくりを進めます。
- 高齢の障がい者に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、障害者総合支援法による制度も効果的に活用し、高齢の障がい者のニーズに応えられる体制づくりを進めます。
- 総合相談、サービス利用計画への助言指導などの役割を持つ基幹相談支援センターとの連携を図ります。

(2) 住まい、日中活動の場の充実

【基本認識】

- 地域生活のためには、より身近な場所で日中サービスを利用できる体制と一人ひとりの障がいの特性に対応できる質の高いサービスの確保が必要です。
- 生活介護事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどサービス提供事業所は増加してきています。障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、サービス利用計画作成に当たっては、相談支援専門員との連携に努めます。
- 医療的ケアを必要とする在宅の障がい者（児）が、安心して地域生活をおくることができるよう、医療的ケアに対応できる日中活動の場の充実が必要です。

【施策の方向】

- 市内に不足しているサービスについて、より身近な場所で、十分なサービスを受けられるようサービス事業者を支援します。
- 障がい者が希望する生活の実現や生活の質を向上させるための課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成できるよう支援します。
- 障害者総合支援法による日中活動系サービスの基盤整備を進めます。
- 働きたい気持ちを尊重し、経済的な自立のためにも就労継続支援事業所から一般就労に向けた取り組みを推進します。
- 精神障がいに関する理解促進や知識の普及を図るほか、精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築について圏域で協議していきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

【基本認識】

- 在宅で生活する障がい者（児）が、介護者の事情により急に介護を受けられなくなった時、どのように対応していくかが課題となっています。
- 高齢の保護者と生活している障がい者にとって、「親亡き後」の生活をどうするか考えておく必要があります。
- 緊急時に備えて、予防的な対応のための計画を作成したり、体験をすることが大切です。

【施策の方向】

- 圏域で地域生活支援拠点の面的整備をすすめ、緊急時に安心して過ごせる場所を確保します。
- 一般相談支援事業所による地域定着支援サービスを利用して緊急時に備えた計画を作成し、体験をするようすすめます。
- 緊急時には関係機関が連携して支援内容を相談し、安心して日常生活が続けられるよう支援します。

(4) 精神障がい者の地域移行支援

【基本認識】

- 長野県内の精神科病院に入院している精神障がい者数は毎年減少していますが、退院後の生活が安定せずに入退院を繰り返すことも少なくありません。退院後の生活について準備したり訓練したりする機会が必要です。
- 精神障がい者の地域生活を支えるために、精神科病院、福祉関係機関と連携して、グループホームの整備や居宅サービス、就労を含めた日中活動の場の確保、訪問看護、相談支援専門員の配置など、地域での支援体制を充実させる必要があります。

【施策の方向】

- 障害者総合支援センターのコーディネーター、保健福祉事務所、医療機関、サービス提供事業者と連携して地域相談支援を進めます。
- 退院後の生活がスムーズにできるよう、入院中から医療機関と連携して支援のネットワークを構築し、地域移行支援サービスを利用した体験や訓練の機会を通じて課題解決をともに考えていきます。
- 退院後は地域定着支援サービスや自立生活援助サービスを活用し、生活状況の見守りや緊急時対応をすることで安心した地域生活を支える体制づくりを推進します。
- 圏域で精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、精神科病院、保健福祉事務所、福祉関係機関と連携した協議の場の設置を目指します。

(5) 相談支援体制の充実

【基本認識】

- 障がい者（児）が安心して地域で暮らすために、身体・知的・精神・発達障がい・難病患者等に対応できるよう相談支援センターを中心に支援を行ってきました。
- 障がい者の適切なサービス利用と、地域移行・地域定着をさらに促進するため、よりきめ細やかな支援が必要です。このため、相談支援事業所の拡大と相談支援専門員の増員・資質向上が喫緊の課題です。

【施策の方向】

- 障がい者（児）の自立した生活を支え、抱える課題の解決やサービス利用に向け、障害福祉サービスを利用するすべての人に対し、サービス等利用計画のがい成やモニタリングをおこなう指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の充実を図ります。
- 病院や施設に長期入院している障がい者の地域生活移行を促進するとともに、単身者や地域生活が不安定な人などに対し、24時間の相談支援体制や緊急対応等に対応できる一般相談支援事業所の整備を促進します。
- 障害者総合相談支援センターに基幹相談支援センター機能を付加し、主任相談支援専門員を配置して相談支援専門員の人材育成や助言をおこない、地域の相談支援体制強化をすすめます。

2. 社会参加の促進

(1) 就労支援の推進

【基本認識】

障がい者が地域社会の中で自立した日常生活や社会生活を営むためには、就労支援の充実が求められており、障害者就業支援ワーカーが、事業所と障がい者のコーディネートを行っています。

事業所においても、法により障がい者法定雇用率が定められ、障がい者の就労の場は増えてきていますが、働きたいという希望には対応しきれていない現状があります。障害者差別解消法の施行により、合理的配慮をおこなうなど、障がいに対する更なる理解を深めることが必要になっています。

就労経験がない方にとって、すぐに一般就労をするよりも就労移行支援事業所における、障がい特性を踏まえた適性或課題の把握が有効です。同時に、身なり・あいさつなどのマナーや作業に対する集中力・持続力、問題への対応等の習得といった支援が、障がい者の自信にもつながり社会生活の支えともなります。

また、就労継続事業所でじっくりと経験を積み、一般就労へとつながる支援体制を推進します。

【施策の方向】

- 障害者就業支援ワーカー、求人開拓員、障害者職業訓練コーディネーター、特別支援学校、ハローワークなどの関係機関との連携を強化し、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者就業支援ワーカーによる就労支援に関わる事業等の基盤を活かし、障がい者の就労・雇用の場の拡大を図ります。
- 就労援助者が職場に出向いて仕事をともにしたり、雇用側との調整をするジョブコーチ制度の普及を図り、一般就労への移行と定着につながる支援に取り組みます。
- 就労継続支援事業所から一般就労につなげる支援の促進をすすめます。
- 障害者優先調達法にもとづき、福祉的就労の充実に向け、事業所への業務委託や物品の調達をすすめます。

参考 調達実績及び目標

(単位：千円)

サービス種別	区分	第5期			第6期		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
福祉施設からの 物品購入 及び役務の提供	目標	400	500	600	1,000	1,000	1,000
	実績	490	571	550	-	-	-

(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

【基本認識】

- スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加は、障がい者の社会参加という視点だけでなく、健康づくりと交流の輪を広げ生活を豊かにする上で重要であり、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。
- 平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、障がいがあっても、障がいの種類や程度に応じて、自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるように支援する必要があります。

【施策の方向】

- 長野県身体障がい者スポーツ大会、大北地区障がい者運動会を支援するとともに、参加の促進を図ります。
- 障がい者との交流の機会である希望の旅を支援します。
- 障がい者の利用に配慮した施設整備に努めます。
- 日中活動サービスの活動やメニューに、文化芸術活動に親しむ機会の提供やお互いの作品を鑑賞しあう場を設けるよう努めます。
- イベントなど、市内の行事への参加を促進します。
- 市文化祭への参加等、創作活動の発表の場を提供します。
- 芸術やスポーツの鑑賞の機会を増やせるよう支援の充実に努めます。
- 障がい者が気軽に親しめるニュースポーツの普及を図ります。
- 指導員、ボランティア、介助者の人材確保と技術の向上を目指します。
- 市立大町図書館のデイジー図書、点字図書等の充実に努めます。

3. 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

【基本認識】

- 障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいについての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーション及びインクルージョンの浸透を図る必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず、あたり前に地域で生活する共生社会の実現に向けて、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う意識を持つことが大切です。

【施策の方向】

- 障がいへの理解を深めるために、広報おおまち等により広報活動を推進します。
- 地域住民が参加できる福祉施設行事の開催の促進や地域でおこなわれる行事への施設利用者の参加を進めるなど、日常的なふれあい活動を通じて、障がい者と地域住民との交流を深め、障がい者施設や障がいに対する理解を促進できるよう支援します。

- ボランティアの養成や交流イベントの開催に協力し、障がい者との交流の機会を増やすことで相互の理解を促進します。
- 手話奉仕員、要約筆記者の人材確保のため、圏域自治体と協力し入門講座の開催をおこないます。
- 様々な行事等において、情報保障のため手話通訳者や要約筆記者を配置するよう、主催者に要望していきます。
- 障がいや障がい者に対する知識を習得するため、関係者の研修等の充実に努めます。
- 外見からはわからない障がいのある方が、周囲からの配慮や支援を受けやすいよう、ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発活動に取り組みます。
- 誰にでもわかりやすく使いやすいホームページ、冊子の作成に努めます。
- 障がいや障がい者に対する理解と認識を一層高めるために「市民ふれあい広場」の開催に協力します。

(2) 権利擁護、虐待防止の推進

【基本認識】

- 障がい者が障がいを理由に差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障がい者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況があります。
- 障がい者の地域移行が進む中で、判断能力が十分でない知的障がい者等には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助など、自立した生活を送るための支援が必要です。
- 経済的虐待による金銭搾取や詐欺、悪質商法による被害が後を絶たず、成年後見制度による支援の必要性が増しています。
- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、虐待事案の未然防止と早期発見の取り組みが大切になっています。
- 平成 28 年 4 月からは「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とした差別の解消のため、社会的障壁を取り除いたり、合理的配慮への対応が求められています。

【施策の方向】

- 福祉サービス利用者からの苦情について、各事業所が公平性・公正性・迅速性・透明性を確保し適正に解決される仕組みを支援します。
- 大北保健福祉圏域自立支援協議会で、障がい者の権利擁護、虐待防止についての学習会や研修を行います。
- 北アルプス連携自立圏事業で設置している、北アルプス成年後見支援センターを活用し、成年後見制度の利用が必要な人への相談や手続きの支援をします。

- 市長による家庭裁判所への成年後見人申立及び後見人報酬など、制度利用に関する費用負担が困難な人への助成を行います。
- 障がい者虐待対応の窓口として、福祉課に虐待防止センターを設置し、24時間体制で迅速で的確な対応に努めます。
- 「長野県障がい者虐待防止センター」と連携を図り、虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応、情報提供等の援助を行います。
- 「長野県障がい者差別解消窓口」と連携を図り、障がい者からの相談への対応や合理的配慮への取り組みを支援します。

4. 障がい児の健やかな育成のための体制づくり

(1) 療育支援の取り組み

【基本認識】

- 発達障がいの診断を受ける子どもは増加していますが、早期発見と発達段階に応じた療育を受けることで本人の生活のしやすさが向上する効果が確認されています。
- 医療、保健、福祉、教育等の支援機関が連携して本人や保護者をサポートすることが大切になっています。

【施策の方向】

- 5歳児発達相談や保育園、幼稚園巡回相談により本人の様子を確認したり、保護者からの相談を受けることで適切な時期に療育を開始できるよう支援します。
- 障がいの見極めや療育指導の必要性について、医療、保健、教育、福祉等の支援機関が連携して情報共有をおこない、相談しやすい環境を整備します。
- 医療機関や相談支援機関と連携し本人に合った支援方法を考えます。
- 児童発達支援サービスや放課後等デイサービス等、児童通所サービスの利用をすすめ、本人の持つ力を伸ばしたり、生活しやすくする支援をすすめます。
- 相談支援事業所による相談支援体制の確保と人材育成を推進します。
- 日中一時支援サービスなど複数のサービスを組み合わせて利用することで介護者の負担軽減を推進します。
- 介護者に何かあったときなどの緊急時でも安心して地域で生活できるよう地域生活拠点の整備と相談支援体制の確保を図ります。

(2) 特別な支援が必要な障がい児への支援

【基本認識】

- 医療の発達や支援体制の整備により、重症心身障がい児が在宅で生活できるようになってきていますが、社会資源が少なく本人や保護者に対する要望に十分対応できていない現状があります。
- 日常的に医療的ケアが必要な障がい児への支援については、医療、保健、教育、福祉等の支援機関による更なる連携の強化が必要になっています。
- 強度行動障がいのある障がい児など、特別な支援が必要な障がい児の支援体制整備のため、関係機関による協議の場を設置します。

【施策の方向】

- 障がい児への支援の方策について、幅広く情報提供ができるよう、ホームページや冊子の充実を図ります。
- 相談支援体制や児童発達支援、放課後等デイサービス等を整備し、成長に応じた支援の提供に努めます。
- 日常的に医療的ケアが必要な障がい児の支援のため、医療機関との連携強化に努めます。

5. 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 安心な暮らしの確保

【基本認識】

- 障がい者は犯罪や事故に遭う危険性が高く、警察への通報や相談にも困難を伴います。このため、地域の防犯活動を推進するとともに情報の提供やコミュニケーション手段の充実を図ります。
- 火災や災害発生時の住民への情報伝達、避難誘導、避難所運営等において、障がい者に対する支援の充実が求められています。

【施策の方向】

- 障がい者の緊急時の通信手段として、警察署への通報である「110番アプリシステム」や「ファックス110番」、消防署への通報である「Net119」の周知を図ります。
- 医療、消防、警察等各関係機関との連携を強化し、緊急時支援の円滑化を図るために個別支援プランの作成を推進します。
- 大町市地域防災計画、防災拠点及び避難所の見直しを行い、地域の実情に応じた防災体制の充実を図ります。
- 災害時に援護が必要な障がい者の的確な把握を行うため、大町市災害時要援護者避難支援プランを策定するとともに、災害時要援護者支援システムを活用します。
- 福祉避難所の周知をするとともに、適正な運営のための体制づくりに努めます。

- 自主防災組織や民生・児童委員などの地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がい者等の迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう災害時要援護者情報の共有化を図ります。
- 防災、防犯の知識の普及に努めるとともに、障がい者も含めた災害時の要支援者の避難活動を円滑にするための防災マップの作成を検討します。

(2) 地域での支え合い活動の促進

【基本認識】

- 住み慣れた地域での生活を続けるためには、地域の身近な人たちの見守りや支え合う活動が大きな役割を果たします。
- 行政サービスでは対応できない住民相互の支え合い機能を強化し、支援の「受け手」「支え手」の役割を固定化せず、お互いに助け合うことによる顔の見える関係づくりが大切です。
- 地域活動のほか、NPOやボランティア活動を支援するとともに、障がい者等のニーズを把握し、これに応じた育成を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- 地域住民相互に支え合うネットワークづくりを促進します。
- 地域の実情に応じた、多様な地域生活支援サービスを提供する体制の強化を図ります。
- ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民がボランティア活動に参加できるよう支援します。
- 高齢者、障がい者等の相互ボランティア活動を育成します。

第6期大町市障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画 策定経過

	内 容
令和3年1月25日	社会福祉審議会（第1回） ・諮問 ・素案の提示
令和3年2月12日	社会福祉審議会（第2回） ・素案の提示
令和3年2月19日から 令和3年3月12日	パブリックコメントの実施 ・応募なし
令和3年3月18日	社会福祉審議会（第3回） ・第6期障がい福祉計画、2期障がい児福祉計画（案）の承認
令和3年3月22日	答申

大町市社会福祉審議会委員

大町市附属機関に関する条例 第2条別表による選出区分	氏 名	所 属
1 社会福祉事業関係者	中村 勝彦	大町市社会福祉協議会
	北沢 孝一	大町市民生児童委員協議会
	遠藤 隆王	大町市身体障害者福祉協会
	星野 友理子	大町市保育園保護者会 連合会
	仁科 宰知代	大町市老人クラブ連合会
	宮坂 岳至	介護保険事業者連絡協議会 施設部会
2 識見を有する者	小野 壽太郎	大北医師会
	傘木 則興	大町市連合自治会
	下川 清志	大町市教育委員会
3 公募による市民等		公募

用語解説

■あ行

○一般相談支援事業

障害者総合支援法において、基本相談及び地域相談支援のいずれも行う事業。

○インクルージョン

インクルージョン教育。インクルージョンは包括という意味。障がいの有無、種別や能力に関わらず、すべての子供たちは機会の平等に基づく教育を受ける権利を持っている、という理念の下、障がい者と健常者が同じ教室で学ぶこと。包括的教育。

■か行

○グループホーム（共同生活援助）

アパートやマンションなどを含む一般住宅で、障がいのある人が数人で共同生活を送る場所のこと。専属の職員が食事をはじめ日常生活に必要な相談・支援を行う。障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）で平成 26 年度からケアホームを一元化し、グループホームにおいて、入浴、排せつ又は食事介護その他の日常生活上の援助を行えることとなった。

■さ行

○サービス等利用計画

障がい者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、障がい福祉サービスを利用して地域での自立した生活を支えるために作成するもの。障がい福祉サービスを利用には必須。定期的に計画の見直しをおこなっている。

○ジョブコーチ

職場適応援助者ともいう。障がい者の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、就業を支援する役割を果たす。

○就労移行支援事業所

一般就労の経験がない方に対し、就労に必要な知識や技能の習得を目指し、職場実習の機会を通し就職につながる支援をおこなう。標準利用期間は2年間。

○就労継続支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約を結び、就労の機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上を目指すA型事業所と、雇用契約が困難な方に就労の機会等を提供するB型事業所がある。

■た行

○タイムケア

障がいのある人や子どもを家庭において一時的に介護できない場合等に、登録介護者が時間単位で介護サービスを提供するサービス。

○短期入所（ショートステイ）

障がいのある人を短期間、施設で支援するサービス。介護家族が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害などの理由及び介護疲れによる休養や旅行などの理由で、一時的に介護できない場合に、原則として7日間以内で利用できる。

○地域移行支援

障害者総合支援法において、障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に1年以上入院している精神障がい者に対する住居の確保、その他、地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

○地域生活支援センター

基礎的事業利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う事業。

- ・Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。また、相談支援事業を併せて実施・委託を受けていること。
- ・Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。機能強化事業。
- ・Ⅲ型：障がい者のための援護対策として、小規模作業所の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体等が行う事業。

○地域生活支援拠点

在宅で単身または介護者と生活している障がい者が、自宅での生活が困難になった場合に、緊急的な受け入れの場としての機能を果たす機能や施設。

○地域相談支援

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援をいう。

○地域定着支援

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

○トライアル雇用

職業技能などから就職が困難な特定の求職者を一定期間（3か月）試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促

進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る制度のこと。求人事業者に支援金が支給される。

■な行

○ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、すべての人が地域で普通の生活を送ることができる社会の実現を目指す考え方や方法のこと。

○難病患者等

厚生労働省の難治性疾患克服研究事業の対象に指定された疾患の患者で、身体障害者手帳の有無にかかわらず、特定医療費の支給認定等の手続きを経た者。障害者総合支援法施行（平成 25 年 4 月 1 日）により、障がい福祉サービスの利用が可能となった。

■は行

○バリアフリー

障がいのある人が生活していくうえでの障壁（バリア）を取り除くという意味。当初、建築用語として使われていたが、最近では社会的、制度的、心理的な障壁を取り除くという意味でも使われている。

○ピアカウンセリング

障がいのある人自身がカウンセラーとなって、障がいのある人の社会生活に必要な相談に応じるなど、様々な支援を行うもの。

○訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護といった種類がある。障がいのある人の自宅を訪問し、身体介護や家事の支援を行うほか、外出時の移動の介助などを行うサービスのこと。

■ら行

○療育

療育は、治療教育を簡略した言葉。知的・発達障がい児が医療的支援のもとで育成されること。また、発達障がい児の社会的自立生活に向けて援助すること。社会的な行動を学習し、生活上の問題点を減らす訓練が中心となる。